

「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」

- 1 申請者は別表1のいずれかに該当する者ではありません。また、受入地は別表1のいずれにも該当しない者が所有する土地です。
- 2 1の事項に関して、県が関係機関へ照会を行うこと、及びその結果これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して県が行う一切の措置について異議を申し出ません。
- 3 受入地は、廃棄物が不法に投棄されていない土地です。
- 4 県が受入地に立ち入り調査をすることを認めます。また、県から現地立会やヒアリングを求められた場合は、対応します。
- 5 受入地に建設発生土を受け入れるにあたり法令による許認可等の手続きが必要な場合、各種許可書の写し等の提出が求められれば、提出します。
- 6 建設発生土の受け入れを転売の目的といたしません。
- 7 建設発生土の受け入れに必要な関係法令等への対応は申請者が行ないます。
- 8 建設発生土の受け入れに伴う受入地の隣接土地所有者、周辺住民、利害関係者等からの苦情については、申請者が対応します。
- 9 申請者は、建設発生土の受入期間中は、受入地に係る土砂の搬出、搬入は行ないません（搬入された土量の検収を妨げない場合は除く）。また、申請者と受入地の土地所有者が異なる場合は、申請者が土地所有者に対してその旨を守らせます。
- 10 受入地において廃棄物の不法投棄が確認された場合は、受入地の登録を取り消されても、異議を申し出ません。
- 11 申請内容に変更が生じた場合や申請をとりやめる場合は、すみやかに申し出て定められた手続きをとります。
- 12 受入地への建設発生土の搬入に先立ち通知される予定数量と比べて実際に搬入される数量に差異があっても、異議を申し出ません。
- 13 申請者は、建設発生土の受入地への搬入が円滑になされるよう協力します。
- 14 建設発生土搬入後の管理については、必要となる関係法令の対応を含めて申請者の責任で行ないます。また、申請者と受入地の土地所有者が異なる場合は、申請者が土地所有者に対してその旨を守らせます。
- 15 上記の事項を守らないことを理由に、県が建設発生土の搬入をしなくなっても、一切の異議は申し出ません。

申請者 署名

別表 1

(1) 自己又は自己の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）である者
(2) 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
(3) 自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
(4) 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者